

法人県民税

1 均等割

区分	税率
次に掲げる法人 ①公共法人及び公益法人等（均等割を課することができないものを除く） ②収益事業を行う人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人 ④資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ⑤資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 20,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 50,500円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,500円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,500円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,500円

※「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、H27.4.1以後に開始する事業年度は、法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資・無償減資等による欠損填補を行った場合にその額を調整した金額が地方税法上の「資本金等の額」になります。

ただし、この「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

※均等割額には、森林環境税の500円が含まれています。（H15.4.1以後に開始する事業年度から適用）

※事業年度が1年未満の場合は、月割計算（1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨て）します。

2 法人税割

区分	税率	
	H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
下記以外の法人	3.2%	1.0%
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	4.0%	1.8%
保険業法に規定する相互会社		
法人税額が年1,000万円（法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人は、年1,000万円×事業年度月数÷12で計算した額）を超える法人		

※事業年度が1年未満の場合は、月割計算（1月に満たない端数は切り上げ）します。

※H22.9.30までに解散（合併による解散を除く）した法人の清算所得に対する法人税割の税率は、5.8%です。

法人事業税・特別法人事業税

区分	税率									
	R1.10.1からR2.3.31までに開始する事業年度		R2.4.1からR4.3.31までに開始する事業年度		R4.4.1以後に開始する事業年度					
	事業税	特別法人事業税	事業税	特別法人事業税	事業税	特別法人事業税				
所得等課税法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	37.0%	3.5%	37.0%	3.5%		
			年400万円超～年800万円以下の所得	5.3%		5.3%		5.3%		
			年800万円超の所得	7.0%		7.0%		7.0%		
			3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得	7.0%		7.0%		7.0%		
	特別法人（協同組合、医療法人等）	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	34.5%	3.5%	34.5%	3.5%		
			年400万円超の所得	4.9%		4.9%		4.9%		
			3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得	4.9%		4.9%		4.9%		
	外形標準課税法人	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	260.0%	0.4%	260.0%	1.0%		
			年400万円超～年800万円以下の所得	0.7%		0.7%		1.0%		
			年800万円超の所得	1.0%		1.0%		1.0%		
			3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	1.0%		1.0%		1.0%		
		付加価値割	付加価値額（収益配分額と単年度損益の合計額）	1.2%	—	1.2%	—	1.2%	—	
資本割	資本金等の額	0.5%	—	0.5%	—	0.5%	—			
収入金額（等）課税法人	電気供給業（下記を除く）、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人		収入割	収入金額	1.0%	30.0%	1.0%	30.0%	1.0%	30.0%
	電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	収入金額	1.0%	30.0%	0.75%	40.0%	0.75%	40.0%
			所得割	所得	—	—	1.85%	—	1.85%	—
		資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（外形標準課税法人）	収入割	収入金額	1.0%	30.0%	0.75%	40.0%	0.75%	40.0%
			付加価値割	付加価値額	—	—	0.37%	—	0.37%	—
	資本割	資本金等の額	—	—	0.15%	—	0.15%	—		
	特定ガス供給業を行う法人（外形標準課税法人）	収入割	収入金額	1.0%	30.0%	1.0%	30.0%	0.48%	62.5%	
		付加価値割	付加価値額	—	—	—	—	0.77%	—	
		資本割	資本金等の額	—	—	—	—	0.32%	—	

※R7.4.1以後に開始する事業年度については、外形標準課税の対象法人が拡大されます。詳細は、高知県税務課ホームページをご確認ください。

※特定卸供給事業の税率は、R4.4.1以後に終了する事業年度から適用されます。

※事業年度が1年未満の場合、税率の適用区分の金額が異なります。「年400万円」とあるのは「年400万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年800万円」とあるのは「年800万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と読み替えてください。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げてください。

（例）普通法人で所得が1,000万円、事業年度の期間が5か月の場合

「年400万円以下」の部分の金額 : 400万円 × 5 ÷ 12 = 1,666,666円

「年400万円超～800万円以下」の部分の金額 : 400万円 × 5 ÷ 12 = 1,666,666円

「年800万円超」の部分の金額 : 1,000万円 - (1,666,666円 + 1,666,666円) = 6,666,668円

※特別法人事業税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額です。

【参考】H22.9.30までに解散した法人の清算所得に対する課税

区分	清算所得	税率		
		H20.9.30までの解散	H20.10.1からH22.9.30までの解散	
		事業税	事業税	地方法人特別税
外形標準課税法人		7.2%	2.9%	148.0%
特別法人		6.6%	3.6%	81.0%
上記以外の法人		9.6%	5.3%	81.0%

※清算所得課税の廃止に伴い、H22.10.1以後に解散した法人は、通常の所得課税となります。